

令和7年度 第1回 見附市障害者自立支援協議会 議事録

日 時：令和7年6月25日（水）午前10時30分～午前11時45分

場 所：保健福祉センター2階 集団検診室1, 2

出席者：鈴木浩会長、徳橋功副会長、小林義明委員、高野やよい委員、真壁薰委員、山田洋子委員、古畠直幸委員、小出直樹委員、遠藤哲也委員、金安志津子委員、小林幸子委員、川口寿恵委員、野上舞委員、江田恵利委員

会議次第：

- 1、開会
- 2、会長あいさつ
- 3、委員及び事務局自己紹介
- 4、会長選任
- 5、議事

- (1) 見附市障害者自立支援協議会活動概要および令和6年度報告 … (資料1)
- (2) 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の実績報告について
 - ・令和6年度成果目標について … (資料2)
 - ・令和6年度活動指標に対する実績報告について … (資料3)
- (3) 令和7年度見附市障害者自立支援協議会の活動について … (資料4)

- 6、その他

会議概要：

1、開会

2、会長あいさつ

(徳橋副会長)

障がいのある人やその家族の安心・安全・自立などをしっかりとと考え、生活が今よりも良いものになるよう、協議会を通して議論を交わしていきたい。構えることなく、委員皆さんのタイミングで発言いただきたい。協議会の成果の一つとして、令和7年4月1日付で「差別のない共生条例」が施行され、広報みつけ6月号の特集にもなった。市民の関心になっていることと思う。本日も忌憚のない意見をお願いしたい。

3、委員及び事務局自己紹介

※委員、事務局の自己紹介

4、会長選任

(事務局)

※協議会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立していることを報告

※協議会設置要綱第5条に基づき会長を互選し、鈴木委員に決定した。

5、議事

(1) 見附市障害者自立支援協議会活動概要および令和6年度報告

(事務局)

※見附市障害者自立支援協議会活動概要および令和6年度報について、資料1を用いて説明

(鈴木会長)

地域生活支援拠点事業について、事業の概要と市の現状を聞きたい。

(事務局)

地域生活支援拠点は、障害のある人が、親亡きあとも地域で生活していくように、必要な機能を地域で整備する事業で、見附市では、市内に点在する地域資源を活用しながら圏域で機能を整備する「面的整備」に取り組んでいる。まずは緊急時の受け入れ対応の整備を進めており、昨年度は要項を作成し、短期入所事業所に対して登録の協力を依頼している。

(2) 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の進捗状況について

(事務局)

※令和6年度成果目標に対する実績報告について、資料2を用いて説明

※令和6年度活動指標に対する実績報告について、資料3を用いて説明

(徳橋副会長)

令和6年度成果目標について、事務局としての総評はどうか。仕組みや財政面での制約がある中、目標を設定し達成していくというプロセスが容易でないと理解しているが、どうしても未達成が過半数を超えている状況だけを切り取ると、達成していないという結論になる。現場の大変さは理解しているので、未達成であってもその中身の補足などがあれば聞かせてもらいたい。

(事務局)

見附市の障がい福祉計画の目標は、国が示す障害福祉計画を基にして設定しており、この目標が未達であることで、市全体の障害福祉施策が停滞しているとは考えていないが、達成すべき重要な目標として、しっかりと推進していきたい。特に基幹相談支援センターや地域

生活支援拠点の設置については担当部会を中心に整備を進めていく。他の目標についても、引き続き最終年度末時点での達成を目指していく。

(小林委員)

福祉施設入所者の地域生活への移行について、国の方針によって数値目標が挙げられているが、令和6年度から入所施設やグループホームなどの各事業所で、利用者の意向確認を行うことになっている。当法人のグループホームでは、施設を出たいと思っている人は少ないという結果となり、国の目標が高いように感じているが、意向確認の結果を協議会で共有できないか。

(事務局)

事務局では意向確認のデータを持ち合わせていないため、この場での回答は難しい。今後、事務局で把握した情報については、次回の協議会等で共有する。

(小林委員)

目標の通し番号12番、13番の就労定着支援事業について、現在、市内の事業所は実施していないサービスだが、市外の事業所という意味合いで目標設定なのか。

(事務局)

就労定着支援事業の目標は市内の事業所の状況で設定しているが、現在は事業所側の事情で就労定着支援事業を休止している状況である。目標の達成に向けて、まずは事業所に再開についてアプローチしていくところからになる。

(小林委員)

災害時の避難所について、他市では障がい者の避難を想定している所が少ないと感じた。見附市の避難所における障がい者の受け入れ体制や、それらの情報を知る方法などがあれば、教えてもらいたい。利用者の保護者から聞かれることが多いため、障がい福祉計画の指標には直接関連しないが質問させてもらった。

(事務局)

見附市では、障がい者や障がい児、高齢者、妊娠中の方などを対象にした福祉避難所として、ここ保健福祉センターを位置付けている。市の現状での防災計画では、まずは町内の一時（いっとき）避難所に避難し、次に指定避難所へ避難した上で、緊急度や重要度に応じて福祉避難所に避難することになっている。しかし実際の災害時には、ほとんどの保健師が、福祉避難所ではなく、他の指定避難所を回らなければならない状況が想定されるため、福祉避難所の実効性が課題となっている。形ばかりの避難計画にならないように、そうした部分を詰めていき、出来る限り早めに市民に示していきたい。

(山田委員)

目標の通し番号 23 番、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、令和 5 年度は「あり」と評価しているが、令和 6 年度は「なし」と評価した理由は。

(事務局)

昨年度までは、本協議会を協議の場と位置付けていたが、実際には具体的な協議は出来ていなかった。今年度は、発達支援ワーキング部会を開催し、医療的ケア児の支援体制についても協議していきたいと考えており、改めて部会の開催をもって目標達成とするため、令和 6 年度実績を「なし」としている。

(山田委員)

目標の通し番号 24 番、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、協議の場を設置し、その中で検討していくものと考える。どのように進めていくのか。

(事務局)

医療的ケア児等のコーディネーターの配置は困難な課題であると認識している。どのように検討を進めていくかも含めて、発達支援部会ワーキングにて協議して行きたい。県にも引き続き協力をお願いしたい。

(3) 令和 7 年度見附市障害者自立支援協議会の活動について

(事務局)

※令和 7 年度見附市障害者自立支援協議会の活動について、資料 4 を用いて説明

6、その他

《事務局からの情報提供》

(事務局)

※就労選択支援事業について、当日配付資料を用いて情報提供

(小林委員)

利用者への事業の説明や周知については、相談支援事業所やサービス事業所側で行うと承知しているが、児童や特別支援学校への周知はどのように考えているか。

(事務局)

こども家庭庁から教育委員会を経由して周知が始まっている。また、市内の特別支援学校とは、3 年生の卒業後の進路に関わる内容のため、直接やりとりしながら対応を進めている。

(小林委員)

在学時に、就労選択支援を利用するということで間違いないか、また現在の1～3年生に
関しては問わないと言う認識で間違いないか。

(事務局)

在学時の利用で間違いない。また、経過措置期間である3年間は、今まで通り就労移行支
援のアセスメントにて卒業直後の就労継続支援B型の利用ができるという認識である。

(事務局)

※「差別のない共生条例」の周知について、当日配付の「広報みつけ令和7年6月号」を用
いて情報提供

(事務局)

昨年度は委員の皆様からご協力いただき、「差別のない共生条例」を制定することが出来
た。今月発行された広報みつけ6月号では条例に関する特集を組んでおり、市民から高評価
をいただいている。取材に対応いただいた野上委員、事業所の皆様に改めて感謝申し上げ
る。

これで終わりではなく、いかに周知していくかが共生社会の実現につながっていく。先日
は市内飲食店の総会にて合理的配慮の提供等についてチラシを配ったが、飲食店関係者から
は、当然にやっていることであると頼もしいお言葉をいただいた。一番の課題は、一般市民
にどのように普及啓発していくかであると考えているので、周知方法について良いアイデア
やご意見があれば、皆様から是非お聞かせいただきたい。本会議以降いつでも、ざっくばら
んなご意見を、事務局へ寄せていただきたい。

【午前11時45分散会】